

## 太陽光 de ゼロカーボン促進事業補助金

鹿児島市では、太陽光発電システムとHEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）、リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池の設置に対して補助することにより、市域での再生可能エネルギーの導入及び利用拡大を推進し、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティかごしま」の実現を目指します。

### 令和4年度の主な変更点

- ① 補助金額を見直しました。
- ② 申請、実績報告の手続きに必要な書類を一部見直しました。  
(申請者本人以外の者が書類を提出する場合は委任状が必要です。)
- ③ 様式を変更しました。  
 ※ 様式は全て鹿児島市ホームページに掲載しています。  
 ※ 申請等の際は、最新の様式を両面印刷して使用してください(裏面が印刷されていない申請書は受け付けられません)。  
 ※ 申請書等を作成する際は、記入例を必ずご確認ください。

### ■対象システムの補助金額及び補助対象経費

対象システム	補助金額 (注5)	補助対象
太陽光発電システム		
個人住宅 (注1)	15千円/kW 上限150千円(10kW未満)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽電池モジュール</li> <li>・ 架台</li> <li>・ パワーコンディショナ</li> <li>・ 付属品(接続箱等)</li> <li>・ 工事費</li> </ul> 
共同住宅 (注2)	20千円/kW 上限200千円(10kW未満)	
事業所(環境管理事業所でない事業所) (注2)	15千円/kW 上限300千円(20kW以下)	
環境管理事業所 (注2)	30千円/kW 上限600千円(20kW以下)	
HEMS (注3)	15千円/件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計測装置 (電力使用量の計測に係る電力量センサ、タップ型電力量計、計測機能付分電盤等)</li> <li>・ 通信装置 (ゲートウェイ装置等)</li> <li>・ 制御装置 (機器の制御に係るコントローラ等)</li> <li>・ モニタ装置(独自端末)</li> </ul> 
リチウムイオン蓄電池 (注4)	70千円/件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リチウムイオン蓄電池部</li> <li>・ 電力変換装置 (インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等)</li> <li>・ 付属機器 (独自モニタ等)</li> <li>・ 工事費</li> </ul> 
家庭用燃料電池 (注4)	70千円/件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料電池ユニット本体</li> <li>・ 貯湯ユニット本体</li> <li>・ 付属品(独自モニタ等)</li> <li>・ 工事費</li> </ul> 

(注1) HEMSと同時に新設する case に限ります。  
 (注2) 太陽光発電システムのみを設置を可とします。  
 (注3) 太陽光発電システムと同時に新設する case に限ります。  
 (注4) 太陽光発電システムとHEMSを同時に新設する case に限ります。  
 (注5) 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。

## ■補助金交付までの流れ

対象システムの設置に係る契約



再生可能エネルギー推進課窓口へ必要書類を持参し、申請手続



市で申請内容を審査後、補助金交付決定通知書を送付  
(申請後2週間程度)



対象システムの設置工事着手



補助金実績報告書提出  
(設置工事完了後速やかに)

市で書類審査後  
確定通知書送付

補助金交付請求書提出



指定口座に補助金入金

### 【申請手続に必要な書類：別表1】

- ※ 申請期間：令和 4年 4月 7日(木) から  
令和 5年 3月31日(金) まで
- ※ 申請順に受付を行い、予算に到達したら申請受付は終了します。
- ※ 支所での申請や郵送での申請はできません。

### ※ 設置工事着手についての注意事項

- ・ 市から送付する補助金交付決定通知書を受領する前に設置工事に着手しないでください。
- ・ 補助金の交付決定前に工事着手した場合は、補助金は交付されません。

### 【実績報告手続に必要な書類：別表2】

- ※ 提出期限：①、②のいずれか早い方の日  
①工事完了日から60日以内  
②令和5年3月31日(金)
  - ※ 工事完了日は、①～③のうち、最も遅い日付になります。  
① 保証書の保証開始日  
② 対象システム設置に係る領収書等の日付  
③ 対象システムが設置された新築住宅を購入した場合、その引渡日
- 期限までに提出されないと補助金は交付されませんのでご注意ください。**
- ※ 実績報告書・請求書の提出は郵送でもできます。



太陽光発電でつくった電気を買い取ってくれる制度があるの？



固定価格買取制度ですね。余った電気を電力会社が買い取ってくれますよ。



どのくらい電気代が安くなるの？



ご家庭によって発電量や電気の使用料などが違いますから、販売店などでシミュレーションをしてもらった方がいいですよ。



家計だけでなく地球にも優しい太陽光発電を設置しませんか。



## ■別表 1：申請手続きに必要な書類

○：提出が必要

	太陽光発電システム	HEMS	リチウムイオン蓄電池	家庭用燃料電池
1 申請書（様式第 1 又は様式第 2）	○	○	○	○
2 建物の現況のカラー写真（建物全体、対象システム設置部分）	○	○	○	○
3 工事請負・売買契約書の写し又は注文書・注文請書の写し（注 1）	○	○	○	○
4 設置計画図（対象システムの配置が分かる図面）	○ （注 2）	○	○	○
5 仕様が判別できるカタログ仕様書等	—	○	○ （注 3）	○ （注 4）
6 【共同住宅に設置する場合】 管理組合の規約の写し（注 5）	○	—	—	—
7 【共同住宅に設置する場合】 管理組合総会で対象システム設置について議決されたことを示す書類（注 5）	○	—	—	—
8 【環境管理事業所に設置する場合】 環境管理事業所であることを証明する書類の写し	○	—	—	—
9 書類提出に係る委任状（注 6）	○	○	○	○

（注 1）対象システムの金額の記載がない場合は、その金額が分かる見積書の写しも添付すること。

（注 2）太陽電池モジュール及びパワーコンディショナの型番及び出力の記載がない場合は、型番及び出力が分かる書類も添付すること。また、**パワーコンディションを 2 台以上設置する場合で、それぞれに接続する太陽電池モジュールの出力及び枚数の記載がない場合は、出力及び枚数が分かる書類も添付すること。**

（注 3）一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）ホームページ上の蓄電システム登録済製品一覧の該当部分を出力・マーカーして添付すること。

（注 4）一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）ホームページ上の補助対象システムの該当部分を出力・マーカーして添付すること。

（注 5）貸与住宅の場合は不要。

（注 6）申請者本人以外の者が書類を提出する場合に必要です。市ホームページにある様式を使用してください。

## ■別表 2：実績報告手続きに必要な書類

○：提出が必要

	太陽光発電システム	HEMS	リチウムイオン蓄電池	家庭用燃料電池
1 補助金実績報告書（様式第 9 又は様式第 10）	○	○	○	○
2 発行日から 3 か月以内の建物の登記簿謄本（※原本 ※ホッチキス留めはそのまま）	○	○	○	○
3 発行日から 3 か月以内のマイナンバーの記載がない住民票（注 1）（※原本 ※ホッチキス留めはそのまま）	○	○	○	○
4 【事業所・環境管理事業所が交付決定者である場合】 市内に事業所を有することを証明する書類の写し（注 2）	○	—	—	—
5 引渡証明書（注 3）	○	○	○	○
6 建物の現況のカラー写真（建物全体、対象システム設置部分、パワーコンディショナ銘板）	○	○	○	○
7 対象システム設置に係る領収書等の写し	○	○	○	○
8 対象システム設置に係る領収書内訳	○	○	○	○
9 設置場所付近の地図（近くに目印となる建物や交差点等が入っており、対象システムを設置した住宅・事業所が特定できるもの（近くに目印がない場合は、広域図と詳細図に分けること）	○	○	○	○
10 出力対比表の写し（原則メーカー発行のもので公称最大出力を確認できるもの。）	○	—	—	—
11 保証書の写し（記入欄が全て記載されているもの。）	—	○ （注 4）	○ （注 4）	○ （注 4）
12 全量充電でないことを確認できる書類の写し（注 5）	○	—	—	—

（注 1）交付決定者が管理組合、事業者の場合は不要。ただし、共同住宅に設置した場合に交付決定者本人が居住しないときは、対象システムを設置した共同住宅に住民票を有する居住者を確認できる書類をあわせて提出すること。

（注 2）商業・法人用の登記簿謄本（現在事項証明書又は履歴事項証明書）の写し、確定申告書 B（確定申告が不要の場合は税務署に提出された個人事業の開業・廃業等届出書（控用））の写し、営業証明（鹿児島市市民税課が、法人等設立（設置）申告書を提出した事業者に対して発行するもの）の写しのいずれかを添付すること。商業・法人用の登記簿謄本（現在事項証明書又は履歴事項証明書）又は営業証明の写しを添付する場合は発行日から 3 か月以内のものであること。

（注 3）対象システムが設置された個人住宅、共同住宅を購入する場合に必要。

（注 4）構成機器名及びその型番を明記している資料の写しも添付すること。また、保証開始日の記入欄がない場合は、販売店等に確認の上、保証書の余白部に記載すること。

（注 5）50kW 以上設置する場合に限る。

## ■補助対象システムの要件

	対象システム	要件
1	太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全量売電でないこと。</li> <li>・ 個人住宅又は共同住宅については、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値が10kW未満であること。</li> <li>・ 未使用品であること。</li> </ul>
2	HEMS	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空調、照明等の家電製品の電力使用量を個別に計測し、調整する制御機能を有すること（<u>リチウムイオン蓄電池のみの制御は対象外</u>）。</li> <li>・ 電力使用量の「見える化」が図られていること。</li> <li>・ 一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格を標準インターフェースとして搭載していること。</li> <li>・ 未使用品であること。</li> </ul>
3	リチウムイオン蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度以降国が実施している補助事業の対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録されているもの。</li> <li>・ 未使用品であること。</li> </ul>
4	家庭用燃料電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度以降国が実施している補助事業の対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）に登録されているもの。</li> <li>・ 未使用品であること。</li> </ul>

■補助対象者 市税の滞納がなく、鹿児島市内に本社・営業所を有する事業者（申請時に提出する工事請負・売買契約書等で確認<sup>(※)</sup>）が設置工事等を行う場合で、以下の表の区分に応じ、右欄に掲げる要件を満たす者。ただし、これまでに対象システムのいずれかの設置に際し、市から補助金を受けている場合を除く。

(※) 工事請負・売買契約書等で確認できない場合は、鹿児島市内に本社・営業所を有することを確認できる事業者の商業登記簿謄本、定款、営業証明（鹿児島市市民税課が、法人等設立（設置）申告書を提出した事業者に対して発行するもの）のいずれかの写しを提出してください。

区分	要件
個人住宅 (注1)	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自ら所有する個人住宅に、対象システムを設置し所有する者又は、対象システムが設置された個人住宅を購入する者（以下「設置者等」という。）で、実績報告書の提出日において、対象システムを設置した市内の住宅に住民票を有する者。</li> <li>(2) 設置者等で、実績報告書の提出日において、やむを得ない事由により対象システムを設置した市内の住宅に住民票を有しない者であって、かつ同日において当該住宅に生計を一にする親族が住民票を有している者。</li> <li>(3) 自ら所有する貸与住宅に、対象システムを設置し所有する者又は、対象システムが設置された住宅を購入し、貸与住宅とする者。（注2）</li> </ol>
共同住宅 (注3)	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 太陽光発電システムを設置し所有する共同住宅（分譲）（注4）の管理組合（注5）又は共同住宅（貸与）の所有者（注2）</li> <li>(2) 太陽光発電システムが設置された共同住宅（分譲・貸与）を購入する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 共同住宅（分譲）（注4）の管理組合（注5）</li> <li>② 共同住宅（貸与）の所有者（注2）</li> </ol> </li> </ol>
事業所	太陽光発電システムを自らが所有する建物に自らが使用する目的で設置し所有する事業者で、実績報告書の提出日において市内に事業所・営業所を有する事業者

(注1) 店舗等併用住宅を含む。

(注2) 貸与住宅の場合、所有者は実績報告書の提出日において、市内に住民票を有する者又は市内に事業所・営業所を有する者で、対象システムを設置した住宅に住民票を有する居住者がいること。

(注3) 共用部分のみでの使用が対象。

(注4) 一棟の建物に、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条に規定する区分所有者が2人以上居住する住宅。

(注5) 区分所有法第3条に規定する団体で、総会（複数ある場合は全体総会）の議決が得られていること。

### <問合せ先> 鹿児島市 再生可能エネルギー推進課

住 所：〒892-8677 鹿児島市山下町11-1（みなと大通り別館4階）

電 話：099-216-1479（直通） FAX：099-216-1292

メールアドレス：saiene@city.kagoshima.lg.jp